

令和 2 年度
登米市農地等の利用の最適化の
推進施策等に関する意見書

令和 3 年 3 月

登米市農業委員会

はじめに

令和2年1月下旬、中国発「新型コロナウイルス」が世界に感染拡大し、WHOの「国際的な緊急事態」が宣言され、日本でも4月16日に全国の「緊急事態宣言」が出されるなど、普通の生活ができない「コロナ禍」へと突入しました。これにより、社会・経済の停滞が進行し、農畜産物の消費減退を招くなど農家経済まで及んでいます。

このパンデミックの中で、国際的な食料不足が発生する可能性があるとして「国連とWHOによる宣言」が出されましたが、日本では食料の備蓄等により不安は生じませんでした。しかしながら、今後、中華圏や永久凍土の融解による「新たなウイルス」によるパンデミックが生じないとは断言できないことから、日本の食料自給率の確保を前提とした「食料安保」の重要性について再認識されたところです。

いわゆる、農産物を生産し、何時でも必要とする農産物への転換を可能とする「優良な農地」を常に確保・維持するとともに、生産を担う「農家を育成」し、併せて活力ある「農村を持続」させる必要があります。

登米市の農家数と農業者数は、平成17年度から15年間で30%及び35%程度の割合で減少しています。また、人・農地プランのアンケート調査によれば、5年後までに農地を貸したい人の全農地に対する割合が46%程度を占めるとともに、70歳以上の農家が有する耕地面積の全耕地面積に占める割合を類推すると概ね24%で、この殆どが後継者未定若しくは不明との結果であります。

人・農地プランは、地域の農地を誰がどのように担って農業を継続するかにあります。既存の農業従事者は高齢化が進み担い手として難しいことから、新たな担い手の掘り起こしが必須条件となります。しかしながら、新規就農には「参入コストが高いこと」や「農業所得が不安定なこと」等々の課題があることで、遅々として進まないのが現状です。

このため、農家自身が新規参入者等への「受け入れ側としての意識改革や体制を整える」ことも必要でありますし、市や農協においても、就農に至るまでの具体的かつ継続的な環境作りや支援が急務であると考えます。まさに、農家と市や農協及び改良区等が地域で具体的な話し合いを行うなど、実現性・実行性の高い「人・農地プラン」が必要な時であります。

以下に述べる意見は、当農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員及び過日実施した「農業者等との意見交換会」での意見を取りまとめたものであり、農業委員会に関する法律第38条第2項に基づき意見書を提出します。

記

1. 農地利用の集積・集約化について
2. 遊休農地の発生防止・解消について
3. 新規参入の推進について
4. 人・農地プランの実質化について

1 農地利用の集積・集約化について

登米市の農業の現状は、農業者の高齢化に加え、農業後継者の不足さらには受け手である認定農業者の高齢化、新規就農者の伸び悩み等、多くの問題を抱えています。農業委員会としては、農地中間管理機構との連携をさらに強化して、人・農地プランを基軸とし、農地の集積・集約に積極的に取り組むために次のことについて検討願います。

- ① 人・農地プランのアンケート結果を基に、地域の実情にあわせた実質化を農業関係機関一体になった形で推し進めることにより、農地の集積、集約化の促進を図ること。
- ② 平成26年からの農地中間管理機構の制度により、ある程度の集積の成果がありましたが、令和元年度より耕作者集積協力金が廃止され、さらに出し手に支払われていた経営転換協力金も当初の半額になり、令和4年からは3分の1に減額される計画のようです。今後、担い手への農地の集積をさらに進めるため、またスムーズに離農をうながす意味でも出し手への機構の協力金の増額ができないものか、また、市独自で離農協力金なるものを上乘せすること。
- ③ 集積はある程度進んでいるが、集約化には至らず、今後に向けては、大区画の汎用化水田の新たな再圃場整備の事業の導入が不可欠であり、集積、集約化に向けて新たに再配分することが一番の解決策であり、新規の担い手の誕生、また高収益作物の導入など複合部門の開拓にもつながるものと思う。国、県に対しての採択要件の緩和と工期の短縮、農家負担の割合の軽減等、登米市農業のさらなる発展のために要望すること。
- ④ 中山間地については圃場条件の整備が不可欠であり、機構の「農地耕作条件改善事業」を積極的に導入して農地の集積、集約化を推進すること。

2 遊休農地の発生防止・解消について

登米市農業委員会では、農地利用最適化推進委員を中心に、農地パトロールを実施して遊休農地の早期発見に努めていると同時に、農地所有者の利用意向調査を実施しておりますが、農業従事者の高齢化と後継者不足により、遊休農地が年々増加していることから、次のことについて検討願います。

- ① 農地耕作条件改善事業を推進するとともに、事業の認知度が低いので、もっとアピールすること。
- ② 市の農業生産基盤開発計画の早期実現及び農地中間管理機構関連の農地整備事業を活用すること。
- ③ 遊休農地解消を支援するため、農地への回復に係る費用負担に対する補助制度の復活や多面的機能支払交付金制度の拡充などを検討すること。
- ④ 遊休農地対策のため景観作物団地の造成・水田放牧の奨励など複合経営の所得確保に向けた効率的な支援策を講じること。

3 新規参入の推進について

市は農業への新規参入方針として、各種媒体を通じての情報発信や農業関係機関と連携による交流、農業体験の推進とともに「農業次世代人材投資事業」の予算確保に向けた国への働き掛け等が示されています。

少子高齢化と認定農業者の高齢化による農業の担い手不足が進む中で、市は方針（計画）から実施の段階へと駒を進め、早急に事業の推進を図られるよう望みます。

加えて、新規参入の更なる推進策として下記項目を列記しました。登米市の農業発展に不可欠な新規参入、人材育成は喫緊の課題であり、検討の上、積極的に取り組んでいただきますよう要望します。

- ① 長期にわたる農業体験への支援
- ② 安定した農業経営と生活が確保できるシステムの構築
- ③ 女子を含む農業実習生の積極的な受け入れ
- ④ 高校生をはじめ若者の農業への関心度を高めるため、スマート農業モデル化の設置
- ⑤ 市独自の「新規就農支援事業」により、就農資金の提供と実務研修の斡旋
- ⑥ 空き家などを改善、改修し、安定するまでの無料での貸し出し制度の創設

4 人・農地プランの実質化について

食料・農業・農村基本計画が令和2年3月閣議決定され、人・農地プランの位置付けがなされました。

一方、これまで地域の農業を支えてきた昭和世代も高齢化し、疲弊する地域農業を担っていく世代を育てるのが急務と思われれます。

それには市、農業委員会、農協、土地改良区等の関係機関が一体となって推進し、役割分担を明確にすることが肝要です。

ただ、実質化された人・農地プランを実行するにあたって担い手への農地の集積・集約化することも大事ですが、これまで地域農業をささえてきた中小、家族経営など経営体についても地域の農業生産を維持する意味でも協力関係が構築されるよう願うところです。

については次の5項目についてご検討いただきますようお願いいたします。

- ① 農業生産法人化に向け強力な指導と支援を押しすすめること。
- ② 地域・地区ごとに中心経営体となる担い手の育成と発掘に努めること。
- ③ 生産基盤強化に向けた支援を強力にすすめること。
- ④ 担い手への農地集積・集約化に向けた農地の確保を顕示すること。
- ⑤ 未整理の基盤整備を推進し、再圃場整備を行って大圃場化すること。